

〈4〉 概要調査地区の選定手順と考慮事項の適用

概要調査地区の選定にあたって

概要調査地区の選定にあたり、NUMOは、文献調査を実施し、考慮事項に照らして評価を行います。次に、概要調査を行う範囲を設定し、文献調査に関する報告書を作成します。その後、「放射性廃棄物の地層処分事業について」に添付されている「応募いただいた後の対応」に記載された所定の手続きを経て、経済産業大臣の承認後、概要調査地区が選定されます。

選定段階での考慮事項の適用とその手順

1. 応募区域に対し地質的な条件の事前確認を行います(㊦)。

NUMOは、応募区域が「放射性廃棄物の地層処分事業について」に示された「応募いただいた区域の地質的な条件」により、文献調査の対象となることを確認します。この事前確認の結果を文書で連絡します。この「応募いただいた区域の地質的な条件」には、活断層と火山に関する考慮事項の全国一律に評価する事項の考え方を適用した応募区域として避けるべき条件が示されています。ご不明な点等についてはNUMOにお問い合わせ下さい。

2. 文献調査を実施します(㊧)。

- ① 文献調査を実施する範囲は、応募区域およびその周辺の地域を評価するため、考慮事項に関するさまざまな情報を得る必要があることから、より広い範囲が対象となります。
- ② 全国一律に評価する事項および個別地区ごとに評価する事項により、概要調査地区としての適格性を確認します。次に、この適格性が確認された地区を対象に、付加的に評価する事項により概要調査地区としての特性を総合的に評価し、必要に応じて相対比較を行います。
- ③ 文献調査にあたっては、公開されたさまざまな文献その他の資料について、NUMOが品質、信頼性を確認した上で評価に用います。

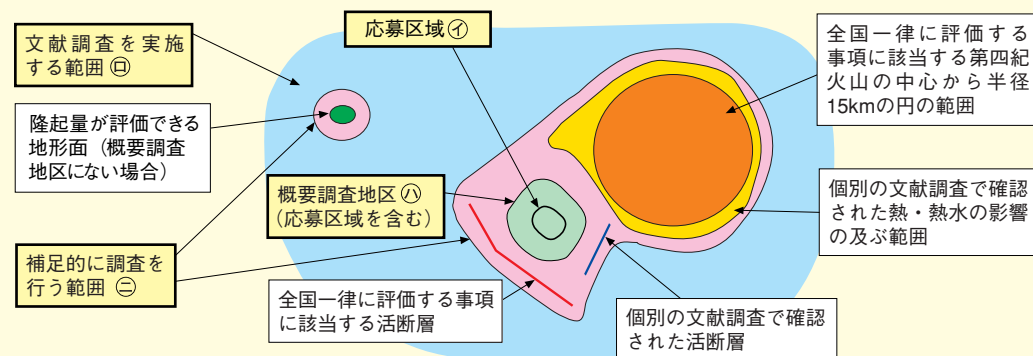
3. 概要調査を行う範囲を設定します(㊨)。

文献調査の結果に基づき、次段階の概要調査を行う範囲を設定します。概要調査地区は、これをもとに所定の手続きを経て選定されます。

- ① 法定要件に関する事項で示される活断層や火成活動等に該当する範囲（P.9～18をご参照下さい）は、概要調査地区に含まれません。
- ② 活断層や火成活動等に該当する範囲との位置関係、応募区域の大きさ等によっては、概要調査地区は応募区域より広くなります。広がった部分は概要調査等を行うにとどめ、NUMOが、処分施設建設地とすることはありません。

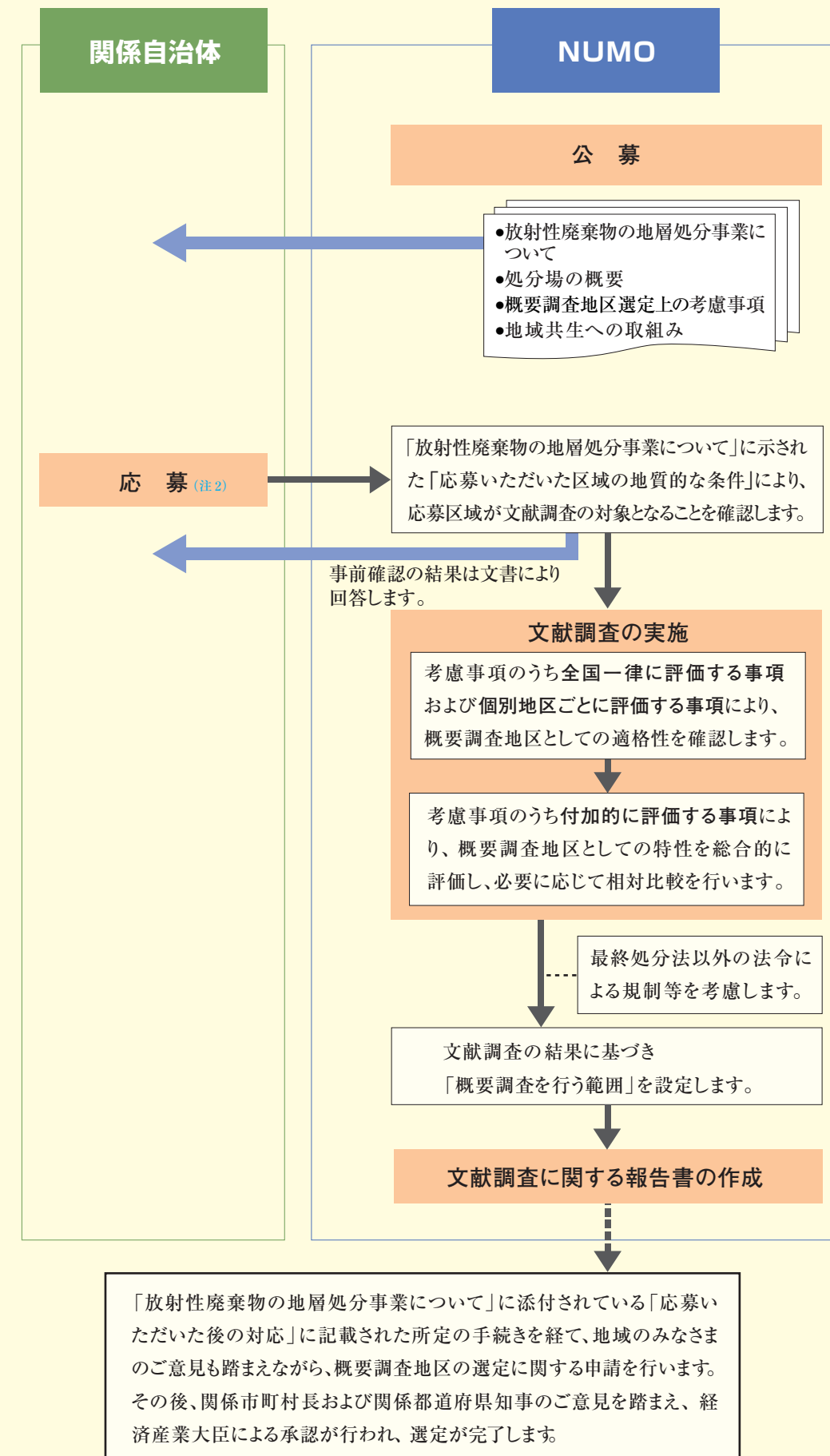
4. 概要調査地区の周辺でも補足的に調査を行うことがあります(㊩)。

概要調査地区の特性をより詳細に評価するため、活断層、火成活動、隆起・侵食等に関し、概要調査地区の周辺においても補足的に調査を行うことがあります。この調査は概要調査と併せて実施し、概要調査地区に近接して存在する活断層、火山、地形面等が対象となります。



概要調査地区の範囲の設定イメージ

概要調査地区の選定過程(注1)と考慮事項



(注1) 概要調査地区の選定過程：概要調査地区の選定に関する全体の流れは、「放射性廃棄物の地層処分事業について」に添付されている「応募いただいた後の対応」に記載されています。

(注2) 応募：地域の意向を十分に尊重しつつ、国が市町村に対し、文献調査実施の申入れを行う場合もあります。その場合、市町村長は、国の申入れに対して受諾の可否を表明することとなります。